

のき うごき

上島町議会

平成23年 第1回臨時会

本臨時会は1月21日に招集され、次の議案が審議されました。

条 例 議 案

■上島町定住促進住宅条例

上島町定住促進住宅の整備に伴い、関係規定を整備する必要があるため。

— 原案可決 —

■上島町体験研修施設条例

上島町体験研修施設の整備に伴い、関係規定を整備する必要があるため。

— 原案可決 —

■上島町有家用自動車条例の一部を改正する条例

生名橋の開通に伴い、町有家用自動車を生名地区まで延長すること等により、家用自動車の普通運賃及び回数券運賃について改める必要があるため。

— 原案可決 —

補 正 予 算 議 案

■平成22年度上島町一般会計・特別会計（2会計）

■一般会計

【補正額】 3570万円

【総 額】 68億6570万円

■特別会計（1会計）

生 名 船 舶	補正額
総 額	980万円
	1億4170万円

そ の 他 議 案

■上島町快速船建造工事請負契約の一部変更について

【契約金額】

（変更前） 1億7997万円

（変更後） 1億8267万円

【契約の相手方】

（変更前）

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

ツネイシホールディングス株式会社

常石林業建設カンパニー

社長執行役員 神原 潤

（変更後）

広島県尾道市浦崎町1471番地8

ツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社

代表取締役 神原 潤

— 可 決 —

野鳥との接し方について

今年の冬は、例年になく高病原性鳥インフルエンザが猛威をふるっています。また、1月31日高知県仁淀町においても、野鳥（オシドリ）に高病原性インフルエンザウイルスが発見されましたので、上島町においても次のことにご注意ください。

○死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所で大さくの野鳥などが死亡していたら、上島町役場にご連絡ください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたなければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれる

おそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追いつたり、つかまえるとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

愛玩鶏を飼っている皆様へ

■野鳥やネズミなどの野生動物などに触れさせないことが大切です

①小屋に金網や防鳥ネット（2cm角以下）を張り、隙間を塞ぎましょう

②餌や水は小屋の中に置き、野鳥が来ないようにしましょう

③衛生的な水道水や井戸水を与えましょう

■日常の飼養衛生管理の徹底を！

①毎日、よく観察し、飼育小屋やその周辺を清潔に保ちましょう

②世話をするときは、専門の履物、衣服を身につけましょう

③飼育場所の出入口に、踏込消毒槽やアルコールスプレー（薬局で購入可）などを設置し、出入の際に履物、衣服、手を消毒しましょう

④他の養鶏場などへは出かけないようにしましょう

■うがい・手洗いを忘れずに！

世話をする前後は、手洗いやうがいをしましょう

《問い合わせ先》

東予家畜保健衛生所 TEL 0897-5719122
東予家畜保健衛生所今治支所 TEL 0898-2210430